

1 日 時 令和7年6月27日(金)午前10時~11時30分

2 場 所 子ども発達支援センター「はばたき」3階会議室

3 出席者(敬称略)

委員9名

内井 利樹、山本 周一、宮内 和夫、関 修一、菅原 尚志、
片倉 昭子、増田 謙太郎、大洞 明、西川 基子

相賀 直委員、金子 猛委員は欠席

事務局5名

佐藤 公(教育指導担当主幹)、鈴木 篤(統括指導主事)、林 達樹(指導主事)

山崎 智央(特別支援教育推進担当主査) 小山 知佳子(発達支援担当主査)

岩崎 紗子(発達支援担当主任)

4 内容

第2回議事録について

(委員から異議無く了承)

協議事項

【委員長】それでは、次第3の協議事項に入る。事務局から協議事項についての説明をお願いする。

【事務局】本日は第5次特別支援教育推進計画の案について協議いただきたい。最初に今後についてであるが、本日協議いただいたことを踏まえて事務局で素案を作成し、メールにて委員の皆様に送付する。そして、事前に委員の皆様の確認と意見をいただき、それを反映したものを第5次特別支援教育推進計画の素案として第4回会議に提出をすることを予定している。

初めに資料2をご覧いただきたい。こちらは、前回意見をいただいたものを踏まえて、第5次推進計画の項目に主な記載内容という欄を追記したものになる。資料の中に矢印を入れているが、第4次推進計画の内容が第5次推進計画のどこに位置付けられているかを示したものである。こちらを参照していただきながら、資料3から資料5について意見をいただければと思う。

次に、資料3をご覧いただきたい。この資料は、第4次推進計画と今作業を進めている第5次推進計画の案を並べたものになる。初めに第1章についてであるが、第1章は、第5府中市特別支援教育推進計画の概要として、計画策定の背景、目的、計画の基本的な考え方について記載をしている。第5次推進計画策定の背景については、第4次推進計画策定の時と同様に国等の動きを記載している。府中市で策定している第7次府中市総合計画と、府中市教育委員会で策定している第3次府中市学校教育プランについては、それぞれ前期計画期間が令和7年度で終了することから、後期計画に向けた見直しを現在行っているところであり、その内容を踏まえて、こちらの記載内容については修正することがあることをご承知置きいただきたい。4ページからの第5次推進計画の目的については、第4次

推進計画の基本理念については第7次府中市総合計画や第3次学校教育プランを踏まえて作成されており、どちらも令和11年度までが計画期間となっていることから継続することがよいと考えている。また、5ページ(3)の計画期間については、第3次府中市学校教育プランが令和11年度までであることから、新しい学校教育プランに沿って次の第6次計画を作成する方がよいと考え、第5次推進計画は5年間の計画期間とした上で、特別支援教育を巡る状況が変化した場合には必要に応じて改定を行うということを記載している。第5次推進計画の基本的な考え方については、前回意見をいただいたとおり、方向性の表現等を一部変更している。また、第5次推進計画の体系図や児童・生徒のライフステージにおける支援の連続性を示した図については第4次推進計画と同様の形で現在の状況にあわせて修正したものを掲載したいと考えている。

【委員長】事務局の説明があったが、第1章が第5次計画の総合的な概要といえるもので、第2章は第4次計画の成果と課題。本日の協議で多く時間を割くのは第3章だと思う。そのような見通しも持ちつつ、今説明をいただいた第1章のところで何か意見があればいただきたい。

特に意見がなければ次に進みたい。

【事務局】第2章は、第4次推進計画では第3章として、巻末の方に記載をしていた内容であるが、第4次推進計画の主な成果と課題や、府中市の特別支援教育の現状を踏まえて第5次推進計画を作成するという構造を明確にするために、第2章として記載を予定しているものである。資料4と5をご覧いただきたい。資料4の第4次特別支援教育推進計画の主な成果と課題については、前回意見をいただいたが、学校アンケートの結果と市教育委員会での取組みについて、第4次推進計画の成果と課題としてまとめたものになる。前回協議いただいた自閉症・情緒障害特別支援学級の設置については、引き続き検討するとともに子ども発達支援センター等とも連携をして、具体的な支援体制の構築を図る必要性について記載をしている。3ページに記載の取組5、特別支援教育に関する専門性向上については、成果として特別支援学校のセンター的機能の活用をあげるとともに、課題として、知的障害特別支援学級設置校以外の学校においても、都立特別支援学校のセンター的機能を活用していくということを記載している。4ページから記載をしている方向性の「取組を支える環境の整備」については、子ども発達支援センター「はばたき」による福祉と教育の連携を成果として挙げる一方、課題として、巡回相談や就学相談機能の充実の必要性を記載している。5ページから記載している方向性の「保護者、地域及び関係機関との連携」については、特別支援教育等に関する周知や福祉等との連携について、一定の成果があることを記載するとともに、進み始めている福祉等との連携を一層推進する必要があることを記載している。資料5については今現在の状況を記載しており、資料をご覧いただきたい。

【委員長】それでは今説明のあった第2章について、意見があればお願ひする。

【委員】少し教えていただきたいが、資料4の1ページ中段のところの成果のところに、中学校の定期考查等の合理的配慮とあるが、あまり自分が聞き慣れない言

葉なのでこのところを教えてもらいたい。

【委員】都立高校の入試にもつながっているが、中学校の定期考査では、必要に応じて生徒に対して合理的配慮をしていて、具体的には時間を延ばすことや、視覚障害の場合には拡大した問題用紙にする、あるいは場合によっては解答用紙を拡大することなどがある。また、これはなかなか難しいが、書くのが苦手な生徒に、例えば、キーボードで打ってもらって、それを解答用紙として扱うことなども考えられる。

【委員長】補足させていただくと、大学入試などでも合理的配慮は進んできてきていて、いろいろな配慮が認められてきている。今話のあった時間の延長や拡大用紙の使用、それと別室での受験についても認められることが出始めている。今委員からもなかなか難しい話があったが、パソコンを持ち込んで入力するというのは現状ではまだあまり認められていないと思う。今後、こういった配慮は広がっていく可能性が高いと思う。

【委員】どのレベルで意見を言っていいかということがあるが、例えば今ご指摘のあったところは、中学校の定期考査等での合理的配慮として、限定した事例を先に挙げてしまっていることが誤解を与えてしまっていて、合理的配慮は校内において様々な場面で行われているものだが、この文章だけを読むと定期考査だけのように感じる方もいるかと思う。合理的配慮の成果が中学校のテストだけと捉えられないように、表現に気を付けなければいけない。

【委員長】委員の意見のとおり、畠違いの人が読んでも趣旨が正確に伝わるように記載しなければいけない。

【委員】この資料4の取組2のところの成果について、単純な疑問として伺いたいが、自閉症・情緒障害特別支援学級について他市の動向などを調査研究するとともに、と書いてあるが具体的にどんな研究結果が得られたのか教えてもらいたい。

【事務局】自閉症・情緒障害特別支援学級の調査研究については、他自治体に直接的に視察に行ったというような形ではないが、近隣市を含めて都内の他自治体の設置状況を調査することや、自閉症・情緒障害特別支援学級の実際の運営の仕方やその課題などについて聞き取りを行っている。

【委員】前回も自閉症・情緒障害特別支援学級については話題に上がって、やはり大規模な投資にもなって、学習指導要領が通常学級と一緒に子どもたちの勉学の面と、それと教員の専門性の面と、両方ともに必要で、なかなか難しい問題だという話は伺った。ただ、検討しているということが抽象的で、具体的な課題というものがなかなか見えてこない。素人考えかもしれないが、具体的なところが見てこないので、難しいとしてももうちょっと具体的なところが見えるとよい。

【委員長】事務局でも意見を踏まえて、どのような記載がよいか検討してもらいたい。

【委員】今質問のあった自閉症・情緒障害特別支援学級の設置についてだが、課題のところに、特別支援教室を利用して指導の定着が難しく、通常の学級で不適応を起こす児童・生徒が少なからずいる現状がある。そのような児童・生

徒に必要な支援や学校への支援の充実に向け、設置について検討するとあるが、必要性を検討するわけではなく、設置に向けての前向きな検討を進めるというように捉えてよいのか。第1回のときにも話があったが、市としての現時点における方向性などがあれば考えを聞かせてもらいたい。

【事務局】現状で通常の学級の中で困っているお子さんがいるという状況については対応していかなければいけないと認識している。そのための手段として、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置ということが適切な方向になるのか、もしくは今の仕組みを充実させる中で、そういうお子さんたちやそういった児童・生徒が在籍している学校も含めて支援していくような体制を充実させていく方がいいのか、そのあたりのところを検討していくみたいと考えている。自閉症・情緒障害特別支援学級固を設置する、しないと検討するということではなく、子どもへの支援のあり方としてどういう形がいいのかということを自閉症・情緒障害特別支援学級の設置も含めて引き続き検討していきたい。

【委員】今事務局からの説明が市としての方針として定まった考え方としてあるのであれば、特別支援学級の設置を含め引き続き検討していくという表現が誤解を招かないのではないかと思う。先ほどもあったが、市が定める計画で誤解を招いてはいけないと思うので、読み取り方によって誤解を与えかねない表現は避けた方がよい。

【委員】資料4の最後の課題のところで、最後に例えば子ども発達支援センターや療育機関と連携し、具体的な支援体制の構築ということがあって、これはいいと思っているが、その支援体制は柔軟なものになっているとよいと思っている。結局連携というのは、とても大きな課題で、柔軟性がないとなかなか連携がうまくいっていかない。柔軟なという言葉が入るとよいと思う。

【委員長】それに関しては自分も同意見である。例えばそういった支援体制が理想どおりに構築されて通常の学級でちゃんと合理的な配慮がなされたら、本当に自閉症・情緒障害特別支援学級がなくてもよいということになれば理想的だろうと思う。

【委員】取組3の「児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援」のところで、成果のところに「ちゅうファイル」の他に「かけはしシート」というのが出ている。子どもが「あゆの子」に在籍していた時にいただいて持っていたが、活用しづらいと感じていた。発達障害だということが分かってから、いろいろなところに書類を送ることになったが、就学相談や、小学校に上がってからも毎年毎年子どもの生育歴のようなことを書くことがあり、ライフステージごとの各書類のフォーマットが全部このファイルに揃っていて、それで就学相談に行っても渡し、小学校でも中学校でも高校でも渡すというようになつたら、自然と書類がたまってその子の説明書になるようにフォーマットを全部「ちゅうファイル」に集約できていたらと思う。かけはしシートというのは、自分は知らなかつたので、「ちゅうファイル」についてはそう思っていた。

【委員】「ちゅうファイル」の活用については以前から課題となつていて、「はばたき」ができたことで、教育と福祉とで連携し、支援を切れ目なく繋げていくとい

うことで動きを進めているところである。「かけはしシート」については、まだ内部で検討している段階で、対外的に知らせているものではない。「ちゅうファイル」についてはかなり細かいところまで記録するものとなっており、現在検討を進めている「かけはしシート」では、お子さんの支援の状況が、就学前から就学した後も含めて繋がっていくようなツールになるようにと、関係課で集まって協議しているところである。

【委員】今の話では、他の自治体で就学支援シートと呼ばれている取組みかと想像しながら聞いていたが、「ちゅうファイル」であると、いわゆる就学前に、今は「ステップ」という名称になったが、療育を利用されていたお子さんは作成するものだが、そういうた療育などを利用することがないまま就学するにあたって、不安を抱えている保護者の方が、例えば他の自治体だとホームページからダウンロードして就学支援シートを書いて提出するという取組をやっているところがあるが、イメージとしてはそのような感じなのか。

【事務局】そのとおりである。「ちゅうファイル」は障害があるお子さんが使うことが想定されている。「かけはしシート」は小学校入学に当たって心配なことがある保護者の方が使うものとして想定しており、障害が無くても、保護者に心配があり、希望すれば使えるツールとして作成を進めているものである。

【委員】「ちゅうファイル」のデータ化の予定などはあるか。

【事務局】今のところデータ化する予定があるとは聞いていない。

【委員】いろいろな方からの意見では、データ化ができたら兄弟児にも活用できると言われていて、今はデジタルの時代ということもあるので、データ化されるとよいと思う。

【委員】ちょっと今の話とは違うが、その上の取組の課題のところで、1点目の就学決定後や入学後の児童・生徒、保護者の心配や不安の継続的な支援としてというところで、いろいろな相談体制の円滑な接続等の充実を図るとあるが、相談体制自体の充実ということは、ここでは考えられているのか。あるいはこの3つの連携として考えているのか。

【事務局】巡回相談、教育相談等の仕組みの充実というところに関しては、継続して行ななければいけないと考えており、教育相談については、取組1の教育相談体制の整備・充実というところでも成果と課題を挙げている。これらを行いつつ、現状の課題として就学相談で繋がって入学したお子さんたちへの支援というところがさらに円滑になっていくとよいと思っており、課題として記載したものである。

【委員長】意見もいくつか出たので、第3章に移りたい。事務局からの説明をお願いする。

【事務局】第3章については、方向性からについて、順次ご協議いただきたく、資料3をご覧いただきたい。

6ページから記載の「方向性 小・中学校における特別支援教育の充実」について、取組1では、「校内支援体制の充実」を記載している。ここでは、校内委員会を、校内の組織的な支援における中心的な役割として位置付けている。また、

心理職や特別支援教室巡回教員を入れた委員編成にすることで、校内委員会の機能を高める工夫をすることや、相談アセスメント機能の強化として、心理職や作業療法士等の専門家を派遣し、支援の充実を図ることを記載している。また、例えばＩＣＴを活用するなど、通常の学級の教員が利用しやすいアセスメントツールの活用に向けた環境整備について検討していくことを記載している。

7ページからの取組2では、「学校における指導の充実」について、前回の協議の中で、人権教育の重要性についてご意見があったので、アとして項立てしている。「イ　通常の学級」「工　特別支援教室」については、通常の学級と特別支援教室の連携が重要になることから、特別支援教室巡回教員と在籍学級担任との連携について記載している。

8ページからの取組3では、「共生社会の実現に向けた取組の充実」について、「イ　障害理解教育等の充実」において、既に実施していただいているところであるが、児童・生徒への理解啓発授業の実施や保護者と教員が共に研修を受ける機会の充実などを盛り込んでいる。

9ページからの取組4では、「教員等の専門性の向上」として、「工　支援員等、特別支援教育に関わる人材を対象とした研修」として、教員以外の支援員等の研修機会の充実を記載している。

取組5では、「一人一人の状況に応じた学びの場の整備」として、知的障害特別支援学級の増設の検討や自閉症・情緒障害固定学級の設置に関する検討を引き続き行なうことを記載している。この検討を行いつつ、通常の学級と特別支援教室を利用しても在籍学級で困り感を抱える児童・生徒を支援していく必要があることから、「イ　児童・生徒の実態に応じた適切な通級指導の運営」では、「児童・生徒の実態に応じて、週当たり時数及び指導体制の柔軟な対応ができるよう、通級指導の運営について検討」することや「通級指導学級の入室検討について、必要な時期を逃さずに入室検討ができる体制整備を検討」することを記載した。10ページの「ウ　合理的配慮」に関する記載では、既に各学校で取り組んでいただいているところだが、学校が合理的配慮の意味を正しく理解することや保護者の同意のもとで、合理的配慮の内容を引き継ぐことなどを記載した。以上が資料の説明となる。

【委員】6ページの取組1のイのところで、相談・アセスメント機能の充実とあって、通常の学級の教員が利用しやすいアセスメントツールの活用とあるが、これは具体的にどんなものなのかということを、イメージができていないので事例などがあれば教えてもらいたい。それと、これはお伝えだけになるが、ウの2つ目のところにあるマルチメディアディジタル教科書が今年度から市教育委員会の方で一括して登録してもらえることになり、非常に助かっているということを伝えおきたい。

【事務局】このアセスメントツールのイメージということだが、こちらについては、今後の検討で、現在のところ具体的に挙げられるものはない状況である。ただ、ＩＣＴを活用したアセスメントのための教材であるとか、デジタルを活用したアセスメントができるようなツールがあると聞いており、そういうものをうまく使

っていくことで、通常の学級で、専門性がそこまで高くない先生でも活用できるようなものも出てきていると聞いているので、今後そういうものを検討できればと思っている。

【委員】教員間にはやはり経験などに差があるので、こういった基準となるようなものがあると非常に助かると思い質問させていただいた。

【委員長】こういったものは今後の動向次第というところになるが、ただ最近は本当にA Iがかなり普及してきていて、C h a t G P Tでも子どもの支援について、その周辺の情報をいれたうえで、どう支援すればいいかと質問すると、すごくよい答えが返ってくる時代になってきている。そのあたり、A Iの進展に伴って、利用しやすいアセスメントツールが開発されることはとても期待されるので、やはりこれは検討として計画の中に入れておいた方がよいと思う。

【委員】取組4のすぐ上のところ、取組3の保護者や地域が障害について理解したり、という項目があるが、保護者会等の機会に保護者や地域向けの研修会や講習会を開催するというのは、これは学校が開催するというイメージか。

【事務局】実際に学校で保護者会等の機会に研修会や講習会をやっていただいている学校があるので、そうしたものを発展的に実施していただくようなイメージで記載しているものである。

【委員】学校では、保護者と教員とでそういうものを行うということは比較的開催しやすいが、地域となるとなかなか難しいところがある。この間に実施された自殺予防研修会のように市の中で学ぶ機会をつくるようにやってもらうと、講師の選定等も含めてより充実したものになるのではないかと思う。

【委員長】計画の策定に当たって、意見として考慮してもらいたいことがあり、障害という言葉の捉え方の問題があると思っている。障害の捉え方のモデルとして、医学モデルと社会モデルというものがあり、先ほどから話に出ている合理的配慮という考え方もこの障害の社会モデルのほうに基づくもので、子どもに障害があるということではなく、社会が作り出す障壁によって生じているという発想なので、この障害と書いてあるところも例えば障害の社会モデルについて理解を図っていくであるとか、そのような具体が見えていくとよくて、それが多分この上に書かれている人権教育にも繋がっていくところになるのではないかと思う。

【委員】6ページ取組1のウの学習環境の改善と整備のところで、安全で安心した環境で学習を行えるようユニバーサルデザインに応じて配慮の視点に立った学習環境の整備に努めますとあるが、具体的にはどういうことを想定されているのか。

【委員長】事務局でどのように考えているか。

【事務局】第4次推進計画でも掲載していたもので、今各学校ではユニバーサルデザインや必要な合理的配慮を考慮したうえで子どもたちへの支援を進めているだいており、それを継続していただくイメージである。

【委員長】この部分については、自分が先ほど少し話した障害の社会モデルの発想なのだと思う。子どもがどうこうではなく、クラスや授業の中に障害があるのでないか、というところで、それを除くためのユニバーサルデザインであったり、

合理的配慮であったりするということだと思う。

【委員】資料 8 ページの難聴・言語通級指導学級における指導の充実のところの 2 点目に時間割の工夫やオンライン指導の活用と記載があるが、実際、難聴・言語通級指導学級ではオンライン指導などは難しいのではないかと思う。指導はマンツーマンで行っており、舌の動きを鏡を使って指導するなどして、消極的な児童も多く、離れて行うオンラインでどれだけ指導ができるのかは疑問である。この項目についてはどのようなイメージをされているのか教えてもらいたい。

【事務局】難聴・言語通級指導学級においては、時間割などについて、中休みや 4 時間目の終わりなどのタイミングで移動していただくなど、工夫をしていただいていると思う。その辺りについて、オンライン指導を、例えば、タイミングよく移動できる時間のところまで在籍の学級と繋げていただいて、例えば一小、あるいは住吉小学校の方で在籍学級の授業をオンラインで受けて、移動できるタイミングを狙って移動するというような、そのようなイメージで記載しているものである。

【委員】最近調べたものではないが、先行の研究事例の中では、都内ではなく他県であったとは思うが、難聴・言語通級指導学級でもオンライン指導をやっている事例が少ないがあったかと思う。

【委員長】民間でやっている言葉の教室のようなところでは割とオンラインを使っている事例がある。

【事務局】以前、難聴・言語通級指導学級の連絡会でオンライン指導について協議したことがある。委員があっしゃるように、難聴・言語通級指導学級の指導については、実際の指導内容が、口の動きであったりだと、聞こえの確認であったりということで、対面、一対一の指導でないと基本的には難しいという認識がある。その時の協議では、結論として実施は難しいという話になったが、オンラインを一部だけ取り入れるなど、将来的には検討していきたいと話していたところである。現在の記載案だと全てのようにも見えるので、表現については検討したいと思う。

【委員】前段の話で、移動の時間まで待つ間に在籍学級とオンラインで繋ぐことをイメージされているとのことであったが、そうなると設置校のほうで場所の確保などについてもクリアしなければいけないので、そういうことも考えてもらいたい。

【委員】資料の 10 ページ、取組 5 のイの 2 点目だが、通級指導学級の入室検討について、必要な時期を逃さずにとあるが、これはこれまでよりも検討の時期が増えるというか、入室検討の機会が増えるというふうに考えてよいのか。具体的に検討会の回数を増やすイメージなのか。

【事務局】この辺りについては、まだ検討している段階ではあるが、課題として入室を検討する時期については教員の定数にも繋がる問題がある。単純に教員の定数を考慮して 2 学期末までで入退室検討会を終えた場合、3 学期以降に入室を希望した場合に、新年度からの入室のタイミングを逃してしまうという部分がある。ただ、そのあたりは現状ではご相談を個別にいただいて、対応できている部分も

るので、こうした状況を踏まえて、今後、回数の問題なのか個別対応を含めて検討していくということである。

【委員長】7ページの取組2の学校における指導の充実のところで、人権教育の一層の推進として、これは新たに項目を立てていただいているが、この協議の中でも合理的配慮という言葉がよく出てきていて、それが法令に基づくものであって学校でも合理的配慮を行わなければならないとされていて、合理的配慮を行わないことはイコール障害のある子供に対する差別的な取り扱いであるということを、ここに入れていただけたらよいと思う。それが合理的配慮を進める原動力になることを願っている。

【委員長】それでは、続いて方向性について協議したい。事務局から説明をお願いする。

【事務局】10ページから記載の方向性については、「全ての子どもの学びを支える環境の整備」として、取組1の児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援で、子ども発達支援センターはばたきとの連携の充実を記載している。また、就学前から学齢期の接続について、「府中の架け橋プログラム」に基づく幼保小連携の取組や今年度作成した「かけはしシート」の活用について記載している。また、12ページからは、就学相談において外国にルーツをもつお子さんの相談が増加していることを踏まえ、工の外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒への支援を項立てし、支援体制の構築に向けて、国、都、近隣市の状況等の研究を進めることや就学相談等に関する周知を充実していくことを記載している。

【委員長】それでは方向性についてご意見をいただきたい。

【委員】児童・生徒のライフステージにおける連続性のある支援ということだが、ここでいうライフステージというのは、小中学校までか。

【事務局】イメージしているのは小学校入学前から高校生までである。ただ、市の教育委員会としての取組のメインはやはり市立の小・中学校になる。教育委員会として絡む部分ではないところについては福祉と連携してというところになると思う。

【委員】相談員さんに聞いた話だと、府中市の相談員は中学生までは見てくれるが、やはり成人して、大人になるタイミングがあって、そのスイッチングみたいなことをしてくれるのか。病院も変えないといけないということを聞いたこともあって、連続性のある支援として、ちゃんとスイッチングできるか保護者としては不安を感じている。

【委員】子どもへの支援というものはやはり一般的には18歳で切れてしまう。しかし、児童福祉法もだいぶ変わってきていて、18歳を過ぎても必要があれば、例えば施設にも入れるとなっている。ただ、施設が満員で、なかなかできないという現実とのバランスの問題があるが、法律自体はだいぶ柔軟に対応しようという形にはなってきている。そうした中で、例えば児童相談所でどのように大人の相談として支援を受けられるようなところに繋げていくのかというのは、個別にそれぞれ対応はしているが、それでうまくいくところと、うまくいかない場合がある。だから体制として、例えば福祉でもそうした繋ぎを考えるし、教育の中で

も繋ぎについて、うまくわかるようにできていくといふと思う。医療でもそうで、大きい病院の中で小児科から大人の診療科に繋いで、うまくいく場合もあればそうでないケースも見られる。組織の中でそういった体制をつくれている病院もあるかもしれない。相談機関として言えば、このお子さんが自立するために、次にどう繋がるかということは当然ケースワークの中の課題にはなっていて、意識はしていると思うが、やはり連携の課題となるところがあって、現実的にうまくいく場合とうまくいかない場合がある。

【委員長】一番難しいところであるが、全員に対して同じことをやればいいかというとそうはいかないが、ただやはり関係部署との連携を深めるように整理をしておくというのは大切なことである。

【委員】大きな道を作つておくということが大切で、その先で体制が整っていくことになる。

【委員】11ページの工の外国にルーツをもつ障害のある児童・生徒への支援ということで入れていただいたのはとてもよいと思う。外国人の方の相談も苦労しているし、その中で、分かり合えないということが一番大変で、これから増えてくるとしたらこれは大事なことだと思う。

【委員長】気づいたところがあれば戻つてもよいこととして、次に進みたいと思う。方向性について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】12ページから記載の方向性については、「保護者、地域及び関係機関との連携」について、イの子ども発達支援センター等の福祉との連携について、子ども発達支援センターが開設し福祉との連携が進み始めている状況を一層推進するために、子ども発達支援センターの専門的な支援体制の整備を進め、学校生活の支援に繋げることや前回の協議でいただいたご意見を踏まえ、関係機関が柔軟に対応できる関係性を構築することなどを記載している。取組3の地域人材を活用した支援体制の充実では、方向性でも記載があるが、子ども発達支援センターで主催する「サポーター養成講座」の周知と、養成講座修了者に学校の支援員となってもらうように促して、支援員等の配置の充実を図ることなどを記載している。

【委員長】それでは方向性について、意見をお願いする。

【委員】福祉でもこの連携というのが一番課題になっていて、チームという言葉もずいぶん出てきて、里親の支援のためのチーム養育であるとか、児童相談所の中でもチームアプローチといって各専門職が一緒になってやるとか、そういうことは出ているが、先ほどの話のように個別にうまくいくときもあるが、どうしても全体から見ると連携が難しいということができてきている。この計画案の中でも連携ということはたくさん出てきているが、連携の在り方とか、連携にどう取り組むかというところで、教育の場面でも研究していただければと思う。例えば、児童相談所が見ている家庭と、学校が見ている家庭では違っていて、同じ家庭のことを話し合っているのに言葉が通じないこともあったりする。ぜひ教育でも連携のあり方、どのように連携をしていけばよいかということをずっと感じているので、そういったところを入れていただけるか検討いただけたとありがたい。

【委員長】難しいテーマで、大変重要な課題と思う。今学校の教員でも、個別最適な学びという用語が出てきてから、ファシリテーション能力というのが教員に求められる時代になってきている。ファシリテーションには「コンテンツからプロセスへ」という言葉があるが、要はこのプロセス、道筋などをどういうふうにアプローチしていくべきか。そういう流れで今例えば、学校教育はその個別最適な学びとして、子どもの学びのプロセスに着目して指導していくといった感じで、そのような指導する力を今求められているところなので、教員の方も少しずつファシリテーション能力の勉強しているところかと思う。福祉の方はどうのような感じか。公認心理士などでは、ファシリテーション能力なども必須になっていたりすると思う。

【委員】ソーシャルワークの中でもマネジメントの力であるとか、そういうものが必要とされていることは、出ているけれども、福祉の現場も今非常に経験者不足の中で、それをどう伝えていくかということは大きな課題になっている。多分、教育の方がまだ経験者が多くいて、福祉の方は人口に対して児童福祉司何人という基準がここ数年で急激に大きくなってしまったので、新人が多い中で、基本的な教育を行うことが先になっていて、そういうファシリテーションであるとか、マネジメントというのは少しずつ研修し始めているという状況だと思う。それは社会的養護も同じでケアワーカーも人手不足、経験者不足。柔軟な対応とか合理的配慮であるとか、連携という言葉がよく使われているが、それをどう現場の人たちに伝えていくか、各分野が研究していくかななければならないと思っている。

【委員】直接この計画の内容に反映できるものではないかもしれないが、教育では今まず若手の教員については、正しい言葉ではないかもしれないが、必ず特別支援の経験を校内人事の中で経験させるというのがある。特別支援教育の重要性が高まってきていて、特別支援教育免許を持ってない教員が多い状況の中で特別支援に携わることでその専門性を高めて、そういう関わりの中で今お話に出てきたような特別支援に対する理解も深まるし、またマネジメントの力というのもついていくだろうと思う。それと校内においては様々な校内委員会というのがあるが、そこに計画の中にも入っているが、専門性のあるスクールカウンセラーである心理職や特別支援の巡回相談員が入ることで、外部の関係機関への接続に関するアドバイスをいただくこともあるので、個の教員だけにならずにチームとして対応することで子どもへの適切な支援が行えるようになってきていると思っている。

【委員長】今の話は、戻ったところになるが、取組1の校内委員会の更なる充実という項目で、こういったところにつながっていくと思う。

【委員】最後のところ、13ページの取組3で地域人材を活用した支援体制の充実とある。自閉症・情緒障害特別支援学級に相当するような子どもが現実的にはいることがあり、通常の学級でそれに対して何をできているか。合理的配慮支援員の申請をして、支援として人をつけて落ち着かない場合クールダウンをしたりするわけだが、その人材はどういう方かというと、必ずしも専門性が高いわけではないというのが現状としてある。このことから、一定の質を確保しながら対応で

きるようになるということになれば大変有難い話である。一方で、現に教員として初任者が多く入ってきていて、ケースの対処の仕方については、場当たり的な対処となってしまうことが、正直に言うとやはりあるのが現状である。そうした中で、一定程度の知識を得ながら、それぞれに必要だということは、校内の中で検証しながらしていくが、根本的なところでは、例えばどの先生でも一定の基準以上の対応の方法を知っているというようなことを確保していかなければいけないと思う。取組3にあるような地域人材の方を活用することもあるが、教員の研修の充実についても大事にしていかなければいけないと思うし、支援員の中には専門職のような知識を持っている方もいる。そういうた地域の中に埋もれているであろう人材も活用できるようなネットワークもあるとよいと思う。

【委員長】方向性 の取組4の教員等の専門性の向上の工のところ。支援員等、特別支援教育に関わる人材を対象とした研修ということ項目があって、2点目のオンラインオーデマンドを活用するなどとある。集合型の研修だけではなくて、こうやってオーデマンドで動画の研修を行った場合、研修後でも見られるようにしておけば、学校の先生が見た同じものを地域サポートの方が見られるなど、そのような工夫もできると共通見解が高められるかと思った。

【委員】事務局への質問だが、特別支援学級補助員というのは特別支援学級にいる支援員のことだと思うが、合理的配慮支援員というのは通常の学級にいる支援員ということか。

【委員】通常の学級に例えば肢体不自由があるとか、車椅子の利用が必要で教室移動とかそういうところでの支援が必要な方に合理的配慮支援員という形で配置している。

【委員】今例に挙げていただいたのは介助支援であったが、介助だけではなくて、例えば読むことや聞くことに関する特性があって、教員の指示だけではうまく入らないようなお子さんに対して、側について支援するケースなども合理的配慮としてある。

【事務局】特別支援学級補助員は特別支援学級の運営全体を補助するため支援員で学級についているイメージになる。一方、合理的配慮支援員は特定の児童についていて、介助が必要なお子さんや、読み書き障害、あるいは重度の難聴のお子さんで、聞き取りを補助してあげるためにつくなど、個別にお子さんにつく支援員になる。特別支援学級は児童・生徒の数に対して教員が通常の学級より多く、そうした配慮もしやすい環境があるので、合理的配慮支援員は通常の学級にいることのほうが多い。ただ、特別支援学級にいるお子さんにもついている場合はある。

【委員】資格は必要になるのか。また、身体的な介助が多いということか。

【事務局】合理的配慮支援員を雇用する際に資格は求めていない。また、身体的な介助が多い。

【委員】他の保護者からたまに話をきくことがあるが、通常の学級に在籍しているが、ちょっと落ち着かなくて、飛び出しなどをしてしまうお子さんに介助員がついていると言われることがあるが、そういう場合は合理的配慮支援員がついているということか。

【事務局】市が配置する学校の支援員にはいくつかの種類があり、学校経営支援員という学校長の裁量で学校運営全体を補助する支援員もいて、傾向として例えば小学校1年生のクラスを重点的に支援員がついているケースもある。その場合、その支援員のことを指して話されている場合もあるので、必ずしも合理的配慮支援員とは限らないが、そういう安全配慮で合理的配慮支援員がつくケースがあるので、可能性としては合理的配慮支援員のことを話している場合もあるかと思う。

【委員】その合理的配慮支援員というのは府中市だけの制度なのか。

【事務局】合理的配慮支援員というのは府中市が独自で運用している支援員である。ただ、他市でも類似の支援員制度はあって、自治体ごとに名称が違うが、例えば介助員というような名称が多い。

【委員】わかりました。今の話を聞いていて、発達障害をもつ児童・生徒の保護者などがサポーター養成講座を受けて支援員になるとよいと思った。

【事務局】今福祉の方で、そういう発達に対する知見を高め、サポーターになつていただこうということで、市民を対象とした講座を行つていて、現在学校で支援員をやられている方にもその講座をやっていることを周知している。また、その講座を受けるということはやはり意欲がある方なので、その方たちに対しても支援員として働きませんかというようにご案内したいと思っている。

【委員長】これで方向性まで協議が終わった。事務局から今後について説明をお願いする。

【事務局】貴重な意見をいただいたので、本日の意見を踏まえて、第5次推進計画の素案を事務局で作成して、次回までの間にメールで送付させていただき、委員の確認をいただきたい。その確認した資料を第4回の資料とさせていただくので、改めて協議をお願いしたいと考えている。引き続きよろしくお願ひしたい。